

# 大阪労連女性部ニュース NO12 2010年6月 8日

発行 〒530-0034 大阪市北区錦町2-1 国労会館 大阪労連女性部

TEL 06-6353-6421 FAX 06-6353-6420

## 「継続は力」を実感 労働局・商工労働部交渉で

6月8日、菜の花行動で提出した要望書に基づいて、労働局と府の商工労働部と交渉しました。(写真は労働局交渉)

労働局交渉では、医労連・日赤の参加者が「1300人の職員のうち、看護助手が40人。採用時から臨時職員で、1年更新で働いている。正職員とまったく同じ労働時間なのに、パート法が正職員より短い勤務時間の労働者を対象にしている、という理由で、正職員として認められなかった。運動の結果、『試験して合格すれば正職員として採用する』となったが、どんな試験かとても不安。長年の経験があるのだから、試験せずに正職員にしてほしい。」と訴えました。福保労からも「保育や介護の職場は女性が多いので低賃金に抑えられている。結婚した男性は、『生活できないから』という理由で『寿退社』している。女性が多い現場で賃金が低くなっているのは間接差別ではないのか。」という質問が出されました。労働局は、均等法やパート法の不備は認めつつも、2つの事例については、法で対処することはむずかしい、という対応でした。



この2つの法律を実態に即して使える法律に変えていくためにも、実態の告発を続けていくことが大事だと実感しました。

### 「生徒に労働者の権利を教える取り組みを始めています。」と・・・

しかし、女性部がずっと要求してきた「社会に出ていく生徒に労働者としての権利をきちんと教える保障をつくってほしい。」という項目については、労働局は「新規学卒者については労働基準法など法令の周知にとりくみたい。学校にも要請があれば講師に行っている。」という回答で、これは、今までよりも前進した回答です。(これまでは、「そんな余力はない」という回答だったので。)

商工労働部も「高校でのカリキュラムが十分ではないと思うので、昨年秋に、就職する生徒を対象に学習会の講師を送ります、と高校に連絡した。10月の取り組みだったので、すでに予定が入っており、申し込みは2~3校しかなかったが。」という回答がありました。これも、初めての取り組みで、ぜひ今後につなげてほしいと要望しました。

また、大阪府が昨年10月~今年1月におこなった非正規労働者の聞き取り調査では、正社員以外で働く理由が『正社員の仕事につけなかったから』という理由が52.4%を占めた結果も示され、非正規労働の働き方を自ら選んだわけではないことが表れていました。